

あなたの受診を見直しませんか？

みなさまが病気やけがで医療機関にかかった場合、窓口で支払うのは医療費の原則3割^{*}。残りの7割は健保組合が負担しています。この財源は、もともとみなさまと会社が保険料として、毎月の給料やボーナスなどから納めているもの。

医療の高度化や高齢化により、健保財政は厳しい状況にあります。納めていただいた保険料を大切に使うために、医療費のムダを減らすよう、あなたの受診を見直しませんか？

^{*}一部負担金の割合は、年齢・収入によって異なります。

●医療費の負担割合



かかりつけ医をもちましょう

信頼できる「かかりつけ医」がいるだけで安心できます。気になることがあれば、まずは「かかりつけ医」に相談しましょう。自分の体質や症状に応じて専門医を紹介してもらうなど、きめ細かな対応をもらえます。

また、紹介状を持たずに大病院を受診したときは、救急などの場合を除き、別途費用がかかりますのでご注意ください。

“はしご受診”は医療費のムダです

“はしご受診”とは、同じ症状で複数の医療機関を受診することです。医療機関ごとに同じ疾病で初診料がかかり医療費がかさむだけでなく、同じような検査が繰り返されたり、薬が重複したりすることで、体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。

当健保組合では、同月に同じ疾病で複数の医療機関を受診されている方に対し、定期的に委託業者経由で受診状況の確認をしています。

薬のもらいすぎに注意

薬のもらいすぎは医療費を増やしてしまうだけでなく、のみ合わせによっては副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、すでに処方されている薬を医師や薬剤師に伝えることで、薬の重複やのみ合わせによる副作用が防げます。

また、薬がのみにくかったり、のみ忘れが多いなどで余ってしまうことはありませんか。ジェネリック医薬品などでは、例えば錠剤がより小さくされていたり、薬が苦手なお子さん向けに甘い味付けがされたりなど、工夫がされているものもあります。薬で困った時は薬剤師さんにぜひ相談してみましょう。



やめよう時間外受診

平日8時～18時 土曜日8時～12時 以外の受診は割高です

休日や夜間に診療を行っているのは、急な対応が必要な患者を受け入れるための医療機関です。自分の都合などで休日や夜間に受診するのは避け、平日の日中に受診しましょう。

医療機関の診療時間外（下表参照）に受診した場合、原則として加算がつき自己負担額が増え、割高になります。

●時間外、休日、深夜、夜間早朝にかかる加算額

| 時間外加算 | 時間 | 加算料金 | |
|----------|-------------------------------------|------------------|----------|
| | | 初診の場合 | 再診の場合 |
| 時間外加算 | 平日6時～8時と18時～22時 土曜日6時～8時と12時～22時 | + 850円 | + 650円 |
| 休日加算 | 日曜・祝日・年末年始 | + 2,500円 | + 1,900円 |
| 深夜加算 | 22時～翌6時 | + 4,800円 | + 4,200円 |
| 夜間・早朝等加算 | 平日18時～翌8時 土曜日12時～翌8時 | + 500円（一部の診療所のみ） | |

※いずれか1つが加算されます。 ※上記には健康保険が適用され自己負担割合に応じた額を支払います。
※6歳未満の子どもはさらに高額な加算がつきます。

こんなときはI-Supportに相談を



夜間、休日に急な病気で心配になったら
救急車を呼んだ方がいいか迷ったとき など

0120-868-228

利用可能対象者：被保険者およびご家族
（被扶養者以外のご家族も利用できます）
個人負担金：無料

24時間、365日、
いつでも、どこからでも



●詳しくはIBM健保ホームページへ

IBM健保 I-Support 検索 パスワード ibm